

小川富也税理士事務所だより



実施する際に最低限のセキュ

リティを確実に確保してもら
うためのチェックリスト等を作成し、公表した。実現の可能性が高く、かつ優先的に取り組むべき対策を分かりやすくまとめている。

詳細は総務省HP

[https://www.soumu.go.jp/
menu_news/s-news/01cyber
01_02000001_00080.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber/01_02000001_00080.html)

デジタル化応援隊事業

IT専門家をマッチング

総務省は、「テレワークセキ
ユリティに関する手引き（チ
エックリスト）」を公開した。
同省では、専任の担当者が
いよいよ中小企業におけるシ
ステム管理担当者（専門
用語について仕組みの詳細ま
ではわからないが、利用シ
ンがイメージできるレベルの
方）を対象に、テレワークを
ル化応援隊事業」を開始した。

**テレワークセキュリティ
中小向けチェックリスト**

エリティに関する手引き（チ
エックリスト）

テレワークを

IT専門家を「中小企業デジ

タル化応援隊」として選定し、
全国の中小企業や小規模事業
者における経営課題の解決や
デジタル化、IT活用を支援す
る。

まず事務局の登録システム
に必要情報を登録する。その

内容を基に事務局が支援を受
けたい中小企業とIT専門家
をマッチングさせるという仕
組み。

要件を満たす支援提供を行
ったIT専門家に対して、
最大3500円／時間（税込）

中小企業はテレワークや
電子商取引などの活用につい
てIT専門家から助言などを
受けられる「中小企業デジタ
ル化応援隊事業」を開始した。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

**基準地価3年ぶり下落
コロナで訪日客減少**

し引いた金額でデジタル化推進のための支援を受ける」と
ができる。
詳細は事務局HP
<https://digitalization-support.jp/>

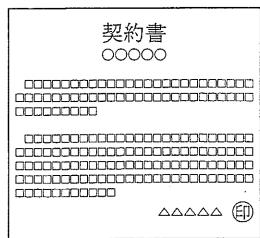
国土交通省が発表した20
20年の基準地価（7月1日
時点）は、全国の全用途平均
で3年ぶりの下落となつた。
基準地価は、コロナの影響を
織り込んだ最初の大規模な地
価調査となる。
全用途をみると、全国平均
は0・6%の下落とマイナス
に転じた。三大都市圏は昨年
の2・1%上昇から横ばいに、
地方圏は下落率が0・5ポイ
ント拡大し0・8%のマイナ
スになつた。

都市部の開発をけん引した
訪日客の消失が大都市の繁華
街や有名観光地の地価を押し
下げた格好となつた。

マイナンバーカード

2016年に始まった
マイナンバー制度にあわせて本人を認証するため
に導入されたカード。日本で住民票を持つ人全員
に割り振られる12桁の番号で、社会保障や税の分
野で関係機関同士がやりとりする際に個人を特定
するために使われる。17年からネット上に個人
向けページを持つことができる「マイナポータル」も始めた。
普及率は全国で2割弱にとどまる。政府は普及率を上げるために、カードを健康保険証や運転免許証の代わりに使えるサービスを検討している。
新型コロナウイルス対策で国民に一律10万円を給付する「特別定額給付金」の申請でも使われている。





契約の成立を立証する代用手段※があれば、押印がなくとも可

※メールアドレス、本文、日時、送受信記録など

勤務では書類のやり取りが難しいた
以上に浮き彫りになりました。在宅
勤務では書類のやり取りが難しいた
め、「クライアントとの契約締結に
必要な捺印のためだけに出社する」
「画像ファイルとして送られてきた。

■Q & A形式で解釈を紹介■
このため、政府の規制改革推進会
議は、契約で不必要的押印を削減す
るため、指針の作成を提言し、今回、
初めて内閣府、法務省、経済産業省
の連名で押印に関する法解釈につい
てQ & A形式の文書を公表しました。

それによると、「契約は当事者の意
思の合致により、成立するものであり、
書面の作成及びその書面への押印は、

新型コロナウイルス感染症の拡大
によってテレワークが進展すると、
「ハンコ文化」の問題点がこれまで
勤務では書類のやり取りが難しいた
め、「クライアントとの契約締結に
必要な捺印のためだけに出社する」
「画像ファイルとして送られてきた。

書類をプリントアウトして捺印し、
それを画像ファイルにして相手に返
送する」など、非効率な作業が生ま
れるようになりました。

「本人による押印があつたとして
も万全というわけではない。そのため、
テレワーク推進の観点からは、必ずし
も本人による押印を得ることにこだ
わらず、不要な押印を省略したり、『重
要な文書だからハンコが必要』と考え
る場合であつても押印以外の手段で
代替したりすることが有意義である」

政府は、法令などで押印が義務づ
けられている不動産の売買契約など
一部を除き、証拠があれば押印がな
くても契約が正しく成立したことを立
証できる、契約の際に必ずしも押
印を必要とすべきではない——と回

政府は、民間企業の取引の契約書で押印は必ずしも必要ないとの見解を初めて示しました。押印しなくてもメールの履歴などで契約を証明できること法的効力を認めました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、リモートワーク（在宅ワーク）が進んでいますが、企業の中には書類に押印するためだけに出社を余儀なくされているケースもあるようです。そこで今回は、押印と契約の効力について取り上げます。



押印なくとも法的効力 —脱「ハンコ文化」へ

特段の定めがある場合を除き、必要な要素とはされていない」特段の定めがある場合を除き、押印しなくても契約の効力に影響は生じない」と記されています。契約が成立したと証明するにはメールの本文や送受信履歴、契約の当事者を本人確認できる身分証明書の保存などが押印の代用手段になるとの見解を示しました。

もし、その契約書が正しく成立したかどうかが裁判で争いになつた場合について、以下の回答をしています。「他の方法によつても文書の真正な成立を立証することは可能であり、本人による押印がなければ立証できないものではない」

「本人による押印があつたとして
も万全というわけではない。そのため、
テレワーク推進の観点からは、必ずし
も本人による押印を得ることにこだ
わらず、不要な押印を省略したり、『重
要な文書だからハンコが必要』と考え
る場合であつても押印以外の手段で
代替したりすることが有意義である」

政府は、法令などで押印が義務づけられている不動産の売買契約などを除き、証拠があれば押印がなくとも契約が正しく成立したことを立証できる、契約の際に必ずしも押印を必要とすべきではない——と回

答しています。

■真正を証明する手段■

押印しない場合に、文書の成立の真正を証明する手段として、確保するべき具体的な情報等を示しました。
①継続的な取引関係がある場合には、「取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存」が証拠になります。
また、括弧書きで、請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得るとあります。

②新規に取引関係に入る場合には以下が証拠になります。
・契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存
・本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存
・文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存

③電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む）
◇押印についてのQ & A（内閣府）
<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>



事業継続力強化計画 コロナ含む災害に備え

■税制優遇や金融支援 ■

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

新型コロナウイルス感染拡大が経済活動に大きなマイナス影響を及ぼしていますが、毎年のように発生する台風や集中豪雨などの自然災害による被害も深刻です。そこで創設されたのが中小企業の防災・減災を推進するための「事業継続力強化計画」の認定制度です。そこで今回は不測の事態に備えた「事業継続力強化計画」の概要について取り上げます。

今後も予想される新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、集中豪雨や地震など、さまざまなりスクが想定される中で、事業を継続するためには、まずは「もしも」のときのための計画を作ることが備えの一歩となります。こうした計画として国が定めたのが「事業継続力強化計画」です。

企業には、自然災害などの不測の事態に備え、早期復旧が可能な事業を継続するための対策をまとめたBCP（事業継続計画）を用意しておこうことが求められています。

今回の新型コロナウイルスのように災害は突然発生するものです。このため、平常時から準備しておく必要がありましたが、中小企業にはBCPへの対応はハードルが高いといわれています。

そこで、昨年7月にBCPを簡略化した「事業継続力強化計画」認定制度が施行されました。この計画を作成することにより、今回のコロナウイルスのような感染症の拡大などによる「事業継続に関するリスク」を認識して、各リスクへの対応を検

討し、それを関係者で共有することを狙っています。

■認定企業への支援策 ■

事業継続力強化計画の認定を受けることができるようになります。

- ① 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- ② 防災・減災設備に対する税制措置
- ③ 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択

- ④ 連携する企業や地方自治体等からの支援措置

(7) 連携をして取り組む場合は連携の体制と取り組み、取り組みに向かう関係者の合意

■申請の手続 ■

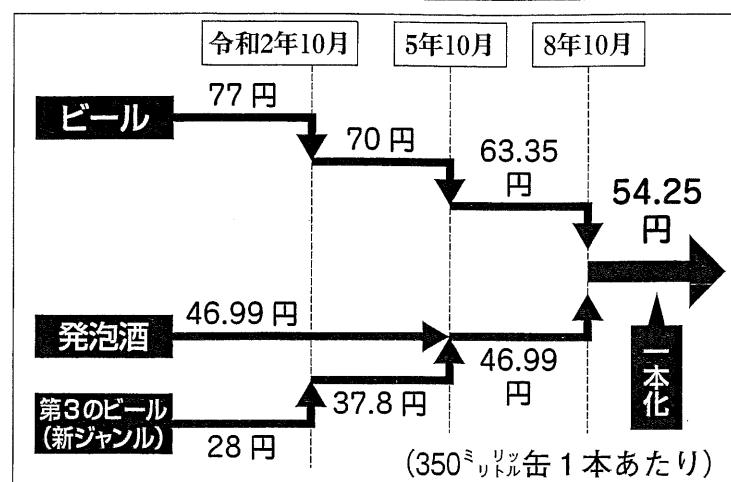
事業継続力強化計画の認定を受けるためには、まず事業継続力強化計画、または連携事業継続力強化計画を作成し、事業所の所在地を管轄する経済産業局に申請しなければなりません。

申請後、経済産業大臣の認定を得ると、事業継続力強化計画、または連携事業継続力強化計画に記載された設備を取得する必要があります。申請は、令和3年3月31日までの期間です。この期間内に計画書作成、申請、認可、対象設備の取得と進められることで、申請後、経済産業大臣の認定を得ると、事業継続力強化計画、または連携事業継続力強化計画に記載された設備を取得する必要があります。

申請の際に提出する書類は、中小企業庁のホームページからダウンロードできるフォーマットやチェックリストに従って作成します。

- ① 事業継続力強化に取り組む目的の明確化
- ② ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定
- ③ 発災時の初動対応手順（安否確認、被災の確認・発信手順等）策定
- ④ ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策（自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載）
- ⑤ 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- ⑥ 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

詳細は中小企業庁HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>



いわゆる「ビール系飲料」の税率が10月1日から変わりました。類似する発泡性酒類間の税率の差を縮めるために、税率をビールは引き下げ、第3のビールは引き上げられました。



ビール系飲料の税率見直し ～3段階で令和8年に一本化～

最終的に税率を統一

これまで、ビール系飲料の税率は、ビール、発泡酒、第3のビールで異なっていましたが、従来の麦芽比率に応じた課税方法を改め、今年10月、令和5年10月、令和8年10月の3段階で税率を変更。最終的には税率が一本化されます。

また、今回の見直しに合わせ、日本酒やワインの税率についても今年10月と令和5年10月の2段階で変更され、税率が一本化されます。今年10月には、いずれも350ml換算で日本酒は従前の42円から38・5円に引き下げ、ワインは従前の28円から31・5円に引き上げられ、令和5年10月には35円に一本化されます。なお、チューハイの税率（350ml換算で従前28円）は、今年と令和5年は変更されず、令和8年10月に35円に引き上げられます。

今回の税率見直しにより、メーカーの販売戦略や消費者の購買行動にどのような変化が生じるのか注視されます。

11月の税務と労務

一税務

- ★所得税の予定納税額の納付（第2期分）
納期限…11月30日
- ★特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…11月30日
- ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月16日
- ★個人事業税の納付（第2期分）
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
- ★10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月10日
- ★9月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…11月30日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月30日
- ★3月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…11月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…11月30日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…11月30日

新型コロナウイルスと共に存せざるを得なくなつた「ワイヤーコロナ時代」において、三密回避に伴うステイホームを強いられることで、「家」の概念は大きく変化しました。感染症が拡大する以前は、家は多くの人にとって「休む場所」でした。外に「勉強をしに行く」「仕事をしに行く」「遊びに行く」、それらの活動の後に、「帰る場所」として家が存在しました。しかしながら、ワイヤーコロナ時代においては、「家で勉強する」「家で仕事をする」「家で遊ぶ」のよ

ワイヤーコロナ時代の消費者行動

うに、これまで外で行われていた活動の多くが家で行われるようになります。▼その結果、人の移動や人が集まることに関連する業種において負の影響が生じました。他方、家の活動が増えたことから家中消費が増え、ネットショッピングなど電子商取引を中心とした需要は増加傾向にあります。ワイヤーコロナ時代における新たなビジネスのヒントは、消費者行動の変化で顕在化した社会課題に対しても具体的な解決策を提示することにあるのではないかでしょう。